

令和5年(2023年)4月10日

保護者 様

熊本市立花園小学校長 杉本 佳秋

「学習用タブレット端末及び周辺機器の利用についての同意書」のご提出について(依頼)

熊本市が貸与しております学習用タブレット端末については、活用していただき感謝申し上げます。

学習用タブレット端末貸与に伴う同意書につきましては、昨年度も提出していただいたところですが、記載事項の更新を行いました。

つきましては、各家庭での活用にあたり、お子様と一緒に別添のリーフレットをご覧ください、下記の内容をご理解いただき「熊本市学習用タブレット端末の利用についての同意書」に署名をして、ご提出いただきますようお願いいたします。

また、タブレット端末の破損が大変増えております。故意でなければ弁償の必要はありませんが、故意の場合は、教育的な意味も込めて弁償をしていただく場合もあります。周辺機器につきましては、引き続き学校からの貸し出しも可能ですが、貸し出し品が中古となり、経年劣化による故障や破損の心配があります。その場合でも故障や破損となれば弁償の対応をしていただいておりますので、大変心苦しく思っております。そこで、各家庭での準備を推奨したいと考えているところです。ご理解、ご協力の程よろしく願いいたします。

#### 記

- (1) タブレット端末及び周辺機器は、熊本市が貸し出しているものです。大切に取扱いをお願いいたします。故障した場合や紛失した場合は、すぐに学校へ連絡してください。故意に壊した場合は弁償していただくことがあります。
- (2) お子様と一緒に使用のルール等(使用時間・インターネットの閲覧等)を決めてください。端末ごとに通信量は把握されています。通信量が多い場合は、健康被害も心配されるため、使用方法等について問い合わせをさせていただくことがあります。
- (3) 年に数回程度、OSのアップデートが必要となります。家庭にWi-Fi環境がある場合は、家庭の回線を使用してもかまいません。
- (4) 卒業や市外への転出時には、タブレット端末本体の他、周辺機器も含めて学校へご返却ください。
- (5) 毎日学校で使用しますので、各家庭での充電にご協力をお願いいたします。